

31 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設について

《提案・要望の内容》

○水田農業政策の見直しに当たっては、地域の農地が守られ、大規模農家や中山間地域などにマイナスの影響がないよう、産業政策と地域政策との調整を十分に図ること。また、政策転換に当たり現場の混乱を招かないよう、円滑な移行措置を講ずること。

※本県における現行の米の直接支払交付金は、県内水稻作付面積の9割以上をカバーしており、地域政策としての側面も大きい。支払対象者は20,509件、交付額は1,593百万円と多くの農家が影響を受ける。
また、現行制度が既に現場で定着していることから、混乱を招かないよう円滑な移行措置が講じられることが必要。

○政策転換に伴う農家の不安を払拭するため、政策転換の影響についてシミュレーションを示すとともに、その対応策を十分説明して、農家が経営判断ができる将来が見通せるようにすること。

※国の水田農業政策の見直し検討（米政策や経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度創設）が急速に進んでいる。これらの報道を受けて、多くの農家は、政策転換でどのような影響があるのか分からず、先が見通せない不安を感じている。

○日本型直接支払制度の創設にあたっては、稻作農家の規模拡大を困難にしている水路等の農業用施設の維持管理や畦畔管理、水管管理等を地域と連携して行える仕組みとするとともに農業者に分かりやすく簡便な手続きとなる制度とすること。また、制度の創設に伴い増加する地方負担への財政措置を講じること。

※稻作経営においては、大型機械で実施できない畦畔や水路の管理等の作業が規模拡大の隘路となっており、担い手農家が水田所有者の小規模農家に作業を再委託する場合も多い。特に、中山間地域では、多くの小規模農家が水路の管理等を担っており、担い手農家のみで稻作経営していくことは困難。
また、制度の創設にあたっては、農地・水保全管理支払と同様に、県、市町村それぞれ1/4ずつの地方負担が想定されている。

○米の需給調整については、米価の維持や農家の経営安定などに貢献しており、食料の安定供給と地域社会維持の観点から、今後も国が積極的に関与し責任を持った対応をすること。

※米の需給調整は、米価の維持や農家の経営安定などに貢献してきたと認識。国が関与をやめた場合、地域での調整は困難。結果として、米の主産県を中心に生産量が増加し供給過剰による米価の低下が進むと予想。ブランド力の弱い県は、水稻作付の大幅削減を余儀なくされ、中山間地域など他作物に移行できない地域での耕作放棄地化が一層進むことが懸念される。

32 林業・木材産業の成長産業化に向けた予算の確保について

《提案・要望の内容》

- 地域の林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、路網の整備や木材加工流通施設の整備等による木材の安定供給体制の構築や木造公共施設の整備等による木材需要の拡大が必要であることから、これらの川上・川下対策が一体となった総合的な対策が複数年度にわたって計画的に講じられるよう、必要な予算を確保すること。
- 木材需要の拡大を図るため、CLT（直交集成板）や内装材等の製品開発・販路開拓に必要な予算を確保するとともに、木材利用ポイント事業を来年度以降も継続すること。

<参考>

- これまで森林整備加速化・林業再生基金を活用し、林内路網の整備や森林境界の明確化、木材加工流通施設の整備等の川上・川下対策が一体となった総合的な対策を講じてきたことにより、県内の森林・林業・木材産業の再生に向けた取組は着実に前進している。これを成長産業化に向けて更に進めていくためには、同基金のような複数年度に渡る計画的な事業に取り組める予算措置が不可欠。

《本県における森林整備加速化・林業再生基金の実績》

区分		単位	H21～24実績
間伐	間伐面積	ha	5,178
	搬出材積	m ³	4,984
林内路網の整備（作業道開設延長）		m	69,854
森林境界の明確化		ha	2,554
高性能林業機械の導入		台	48
木材加工流通施設の整備	製材加工施設、乾燥施設	基	8
	合板製造施設、流通施設等	式	12
木造公共施設	用途別内訳	棟	48
	認定こども園・保育所	棟	6
	医療・社会福祉関連施設	棟	12
	その他	棟	30
	木材使用量	m ³	4,507

- また、林業・木材産業の成長産業化を進めるためには、木造公共施設整備のみならず、CLT等の新たな木材需要を創出し、材の出口対策を進めることが必要不可欠。

- 木材利用ポイント事業は、県産材の使用量等に応じて支援する「木の住まい助成事業」（県事業）の対象とならないような小規模な住宅や家具等の木材製品も対象であり、両事業の相乗効果により県産材の需要拡大に大きく貢献することが期待される。

33 「水産振興基金（仮称）」の創設等について

《提案・要望の内容》

- 12月に編成される国の緊急経済対策補正予算で、地方自治体の総合的な水産振興対策（漁港・漁場の基盤整備、代船建造・漁法転換等を支援する漁業経営対策、栽培漁業及び陸上養殖の推進、漁業後継者の育成、6次産業化の推進による県産魚の付加価値向上対策等）に地域が弾力的に運用できる「水産振興基金（仮称）」を創設すること。
- 代船建造は、本県の主幹漁業であり高船齢化が進む、沖合底びき網漁業やべにずわいがに漁業などの沖合漁業について、「担い手代船取得支援リース事業」を復活させること。
- また、「もうかる漁業創設支援事業」において、同一地域、同一漁業種類で複数隻の建造が可能となるよう、採択基準の緩和及び手続きの簡素化を行うとともに、漁業者の負担軽減を図ること。

＜参考＞

- 漁場環境の変化、燃油・資材の高騰、魚価の低迷、新日韓漁業協定等により厳しい漁業経営が続いており、強い水産業・産地づくりを推進するために、地域での漁業形態等に応じた、漁業操業の転換及び効率化や漁獲物の高付加価値化を迅速に進める必要がある。
- これらの取組に対して日韓基金事業の創設及び支援メニューの拡充を要望してきたところであるが、平成26年度に予定されている基金化は、30億円と単年度予算を基金化したものであり、要望の趣旨に応えるものとはなっていない。
このため、漁業者からは単年度予算措置と併せ、基金創設による地域での機動的かつ中長期的な水産振興施策、地域活性化対策の実施が求められている。

【韓国・中国等外国漁船操業対策事業】（平成26年度概算要求：30億円 平成25年度予算29億円）
・漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分・外国漁船の操業状況の調査・監視等の
　　外国漁船対策を基金により支援

＜必要とされる取組＞

- ① 沖合底びき網、ベニズワイガニ、いか釣り漁業等の地域中核漁業の代船建造促進
- ② 沿岸漁業の操業転換及び協業化（定置網漁業の導入等）
- ③ 省エネエンジン、機器等の導入による省コスト化
- ④ 民間事業者等が行う陸上養殖や沖合養殖等の新たな養殖業へのチャレンジ
- ⑤ 漁港・漁場整備の計画的な実施
- ⑥ 6次産業化（加工・直販・直売施設整備・観光連携）の推進による高付加価値化
- ⑦ 担い手の研修や代船確保等による漁業後継者の育成

- 沖合漁業漁船の代船建造については、平成24年度で終了した「担い手代船取得支援リース事業」の復活。
また、建造コストの負担が大きい「もうかる漁業創設支援事業」の負担軽減施策を望む漁業者・漁協から声が強い。

34 7月15日の大雨をはじめとした災害に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

○7月15日の大雨をはじめとした度重なる豪雨により、県内の公共土木施設、農地・農林業用施設等について多くの被害が発生した。県内市町村において大雨被害に対する緊急対応や復旧対策を講じなければならない。
については、この度の大震災に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県及び県内市町村への特別交付税の措置について、格別の配慮をお願いしたい。

【観測史上最多雨量を記録】

県西部地区を中心に局所的な大雨に見舞われ、特に江府町において最大時間雨量87mm、最大24時間雨量219.5mmを記録

【被害の影響】

県内各所において、土砂崩れや斜面崩壊等が相次ぎ、河川や道路網が甚大な被害を受けたことにより、施設の復旧はもとより、観光、物流等への影響や風評被害等も懸念される。

また、農地や森林等においても法面崩壊等による施設の復旧や、農作物への被害をはじめとする農林業への影響も懸念される。

○なお、このたびの農地等の災害では、暫定法に基づく国庫補助災害の適用が受けられない小規模な災害も多く発生しており、復旧対策経費における、農家や市町村の負担軽減が求められている。

については、激甚災害指定時に限って適用される農地等小災害復旧事業債の制度の拡充、要件緩和についてお願いしたい。

【農地等小災害復旧事業債制度の拡充、緩和事項】

①全ての災害への適用

②適用下限金額（13万円）の引き下げ

○本起債の適用が受けられない場合（激甚指定とならない場合並びに13万円未満の小規模な災害復旧の場合）、市町村は農地等の復旧に係る費用を、農家からの負担金並びに一般財源等に頼らざるを得ないため、農家並びに市町村の負担が大きくなっている。さらに、農家は経費負担の面で災害を機に農地を放置する状況が発生することが懸念される。

<参考>

大雨による公共土木施設等の災害（県・市町村）の概要（鳥取県）

（7月15日～9月4日発生災害）（単位：百万円）

	県		市町村		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
河 川	26	314,301	14	115,527	40	429,828
道 路	26	487,535	50	205,908	76	693,443
砂 防	29	702,242			29	702,242
その他の			3	52,000	3	52,000
合 計	81	1,504,078	67	373,435	148	1,877,513

注) 災害査定後の金額（8/23～8/25、9/3～9/4については被害額）

大雨による農林業関係被害状況（7月15日～9月4日発生災害）

区分	箇所数	被害額	備考
農作物被害	22箇所	13百万円	水稻、ブロッコリー、白ねぎ、そば
農地	541箇所	734百万円	水田、畑
農業用施設	401箇所	923百万円	頭首工、水路、農道、橋梁
林道施設等	73箇所	187百万円	作業道、造林地、立木
合計	1,037箇所	1,857百万円	

<参考>

○平成25年激甚災害に係る災害復旧工事の対応状況（農地及び農業用施設灾害）

区分	被害件数	復旧件数（左の内訳）		
		国庫補助 (40万円以上)	市町村補助 (40万円未満)	その他
農地	487	110	249	128
施設	357	85	207	65
合計	844	195	456	193

※激甚災害(6月19日、7月15日、8月1日、8月5日災害)の集計

※その他は、自力施工、他事業復旧など

○農地等小災害復旧事業債

激甚指定された災害において、復旧にかかる事業費が13万円以上40万円未満の小規模な災害復旧に適用できる。なお、農業者や農業者団体が事業主体となって行う農地等小災害復旧事業について、市町村が一部助成する場合も起債が認められる。

但し、起債が認められる団体は、農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費と農地等小災害復旧事業費の合計が800万円を超える、かつ農地等小災害の起債所要額が1件限度額を超える市町村であって総務大臣が告示した団体。

※1件限度額：町村：80万円、市は人口により150～400万円

起債名	対象	充当率		元利償還金に対する交付税措置
農地等小災害復旧事業債 〔※激甚災害の場合に適用 ※13万円以上40万円未満〕	農地	一般被災地	50%	100%
		被災甚大地	74%	
	農林施設	一般被災地	65%	
		被災甚大地	80%	

※「一般被災地」「被災甚大地」とは、次のとおり。

- ・「一般被災地」：一戸当たり負担額が2万円以下の市町村
- ・「被災甚大地」：一戸当たり負担額が2万円を超える市町村

○浸水常襲地区の浸水被害状況

塩見川(福部町細川地区)では、本年8月の降雨により浸水被害が発生(床上4戸、床下6戸)。県道の通行止により市民生活に影響。



○本年7月の前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生(江府町久連川平山谷川)



○本年7月の大霖で緊急輸送道路である国道が寸断(国道180号大木屋地区) 国道沿いの斜面が崩壊し、大量の土砂が道路を覆い尽くした。



○本年7月の大霖で土砂災害が発生

寺谷川(南部町下中谷)では、護岸が流出し、赤谷川(南部町上中谷)では、護岸が流出し、
民家が埋没
水道施設が埋没



農林施設被害状況

【農地・農業用施設被害】



○水田の畦畔が崩壊し、畠に崩壊土が流入
（米子市諏訪）



○水田の畦畔崩壊
（三朝町笏賀）



○頭首工が土砂で埋まり、水路が閉塞
（江府町杉谷）

【林道被害】



○農道の崩壊
（江府町助沢）



○林道の崩壊
（南部町上中谷）

35 農地・農業用施設災害に係る国庫補助制度の拡充等について

《提案・要望の内容》

○7月15日の大雨をはじめとした度重なる豪雨により、県内の農地・農業用施設について多くの被害が発生した。特に、このたびの災害では、暫定法に基づく国庫補助災害の適用が受けられない小規模な災害が多く発生している等、復旧対策経費における、農家や市町村の負担軽減が求められている。については、農地・農業用施設災害復旧制度の拡充、要件緩和等の措置を講じること。

【制度の拡充、要件緩和事項等】

①1箇所の工事費用（40万円）の引き下げ

○40万円未満の小規模な災害復旧においては、国庫補助制度の適用が受けられないことから、農家並びに市町村の負担が大きく、復旧をあきらめ、農地を放置することが懸念される。

※小規模な災害（40万円未満）に対し農地等小災害復旧事業債等が適用される場合もあるが、国庫補助災害に比べ農家負担が大きい。

②国営施設（基幹的施設）の災害は単独で嵩上げ申請を実施

○市町村全体で算定する国庫補助率の嵩上げ措置（嵩上げ申請）は、農家1戸当たり復旧工事費を基に算定されるが、関係農家数が極端に多いダム等の国営造成施設災害を含めて算定すると、農家1戸当たりの復旧工事費が下がり、嵩上げが大きく下がる、或いはゼロとなるため、農家や市町村の負担が増大してしまう。

※農家1戸当たり復旧工事費＝当該市町村の総事業費/耕作者実数

③災害復旧事業査定設計委託費等補助金に係る算定率の引き上げ並びに全ての国庫補助災害への適用

○計画概要書（査定設計書）の作成は、コンサルタントへの委託により行われており、国の補助金にかかる算定率が低く、補助金算定額が実支出額に比べ極端に少ない。また、本補助金は、激甚災害指定の場合に限られるため、計画概要書作成に係る費用が農家や市町村の大きな負担となっている。

＜参考＞

①平成25年激甚災害に係る災害復旧工事の対応状況

区分	被害件数	復旧件数（左の内訳）		
		国庫補助 (40万円以上)	市町村補助 (40万円未満)	その他
農地	487	110	249	128
施設	357	85	207	65
合計	844	195	456	193

※激甚災害(6月19日、7月15日、8月1日、8月5日災害)の集計。

※その他は、自力施工、他事業復旧など。

②国営施設災害に係る補助率の比較例

(ア)平成23年災害における琴浦町の例

※現行下段括弧書きは国営施設災害の受益戸数を675戸
(船上山ダム受益戸数)と仮定した場合の試算補助率

区分	【拡充案】 国営施設災害を除いた場合(%) ①	【現行】 国営施設災害を含めた場合(%) ②	差 (%) ②-①
農地	77.1	72.7 (50.0)	▲4.4 (▲27.1)
施設	88.5	84.4 (65.0)	▲4.1 (▲23.5)

※国営施設災害：決定事業費13,895千円、受益戸数114戸

※補助率は「暫定措置法による補助率」

(イ)平成22年災害における琴浦町の例

区分	【拡充案】 国営施設災害を除いた場合(%) ①	【現行】 国営施設災害を含めた場合(%) ②	差 (%) ②-①
農地	72.6	50.0	▲22.6
施設	84.4	65.0	▲19.4

※国営施設災害：決定事業費11,619千円、受益戸数1,002戸

※補助率は「暫定措置法による補助率」

③委託設計費の国庫補助率（平成23年激甚災害における県内の例）

区分	実支出額 (千円) ①	国庫補助金額 (千円) ②	実補助率 (%) ②/①	(参考:決定事業費) (千円)
農地	41,329	8,166	19.8	172,971
施設	100,681	23,319	23.2	616,180
合計	142,010	31,485	22.2	789,151

※国庫補助金額は、「災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱」に基づき算定した額。

※決定事業費は、平成23年激甚災害に係る事業費。但し、「対象工種（ため池等の特殊工種）」は除く。

※通常災害に係る委託設計費は、農家並びに市町村が負担

36 安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について

《提案・要望の内容》

○平成25年7月15日豪雨により、本県西部地域を中心に多数の山地災害が発生した。これらについては、災害関連緊急治山事業を導入し、治山施設の早期整備を図っているところ。

しかし、上記以外にも新たに森林荒廃が進み、土砂災害の危険が高まっている地区が多数存在する。これらについても早急に復旧する必要があり、県単独費により平成26年度事業化に向けた調査を実施している。

このため、継続事業に加え、これらの新たな荒廃山地の復旧に係る治山施設の早期整備に必要な事業費を確保すること。

【民有林補助治山事業】

畠池地区（伯耆町）・榎市地区（日野町）・助沢地区（江府町）ほか 18 地区

平成25年7月15日豪雨等による新たな山地荒廃

伯耆町畠池地区
(町道への土砂流出)



(荒廃状況)

日野町榎市地区
(町道への土砂流出)



江府町助沢地区
(町道への土砂流出)



37 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について

《提案・要望の内容》

○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。

【河川事業】

斐伊川：中海湖岸堤 渡漁港（築堤、樋門）、米子空港南側（築堤）
貯木場（築堤）、旗ヶ崎承水路（樋門）

日野川：青木箇所（河道掘削＜流下能力向上＞）

天神川：小鴨箇所、米積箇所外（河道掘削＜流下能力向上＞、侵食対策）
千代川：佐貫～用瀬区間外（河道掘削＜流下能力向上＞、堰改修）

【砂防事業】

日野川流域：三の沢箇所外（土砂流出防止）

天神川流域：野添箇所外（土砂流出防止）

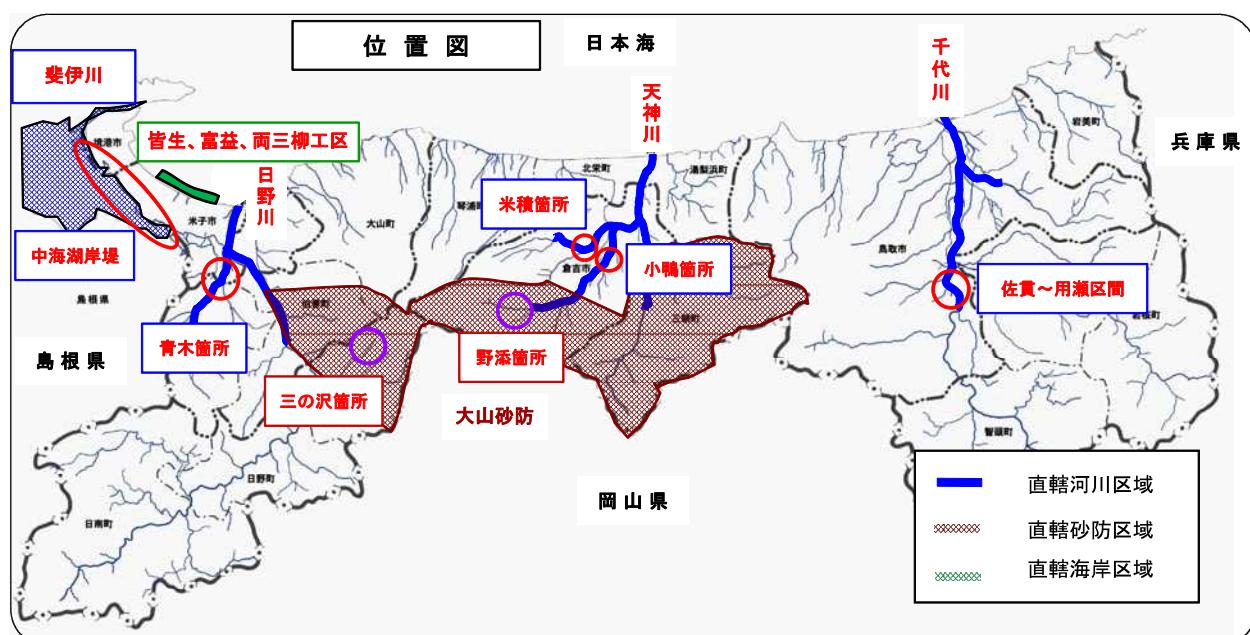
【海岸事業】

皆生海岸：皆生工区（人工リーフ＜施設改良＞）

富益工区、両三柳工区（養浜工）

※近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発しており、平成23年9月には台風12号によって紀伊半島で、平成24年7月には梅雨前線によって九州地方で、また、本年9月には台風18号によって近畿地方等で、観測史上記録的な豪雨により甚大な人的被害が発生したところ。

※鳥取県内は、中国山地から発する急流河川が多く、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでも浸水被害が発生しており、今年に入って7月、8月、9月と立続けに集中豪雨が発生し、鳥取市では避難勧告が発令されたほか、皆生海岸では10月の台風26号による波浪により浜崖が発生したとともに、県内で初めて海岸水防警報が発令されるなど、早急な防災対策が不可欠。



<参考>

【日野川】

・河川事業（青木箇所）

平成23年の台風12号では、法勝寺川の水位上昇の影響で、県管理の小松谷川沿いの米子市青木地区で浸水被害が発生したほか、法勝寺川沿いの南部町境地区で浸水被害が発生（床上9戸、床下45戸）し、県道が通行止めとなり、一時集落が孤立した。

・<青木箇所の浸水状況>



・砂防事業（日野川流域）

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

・<大山南壁下流域土砂流出状況>



・海岸事業（皆生工区）

〔 今年10月中旬の台風26号では、強風により皆生海岸に県内で初めて水防警報が発令され、また、海岸部では浜崖が発生した。 〕

<浜崖の発生状況>

浜崖発生前の状況



浜崖発生後の状況



38 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた スポーツ振興の取組への支援について

《提案・要望の内容》

○2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、国を挙げてこの大会の成功及びスポーツ振興に取り組もうとしている。東京オリンピック・パラリンピック開催は、日本国民に夢と希望を与えるものであり、特に未来を担う子どもたちがオリンピック・パラリンピックを体感できるよう、スポーツ振興に意欲的に取り組んでいる地方に対して、キャンプ地誘致等への積極的な支援を行うこと。

- 各スポーツ競技の国内外トップチームのキャンプ地誘致等への支援
- ①海外トップチームのキャンプ地誘致に向けた活動や必要な施設整備への支援
- ②日本代表選手の育成強化のために開催される競技大会や合宿が行われる拠点施設の指定及び必要な施設整備への支援

<参考>

鳥取県における取組等

○2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援する決議

平成25年10月8日に、鳥取県議会において議員提出議案第2号「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を支援する決議」を可決

○セーリング競技の日本オリンピク委員会（JOC）競技別強化センター認定公募への申請

現在、セーリング競技の国内拠点施設は、文部科学省認定のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設である和歌山マリーナ、このほかにJOC認定の競技別強化センターとして唐津ヨットハーバーと葉山新港がある。

このたび、日本セーリング連盟よりJOC認定の競技別強化センターとして1施設を追加認定（認定期間は2017年3月末まで）するにあたって公募（11月15日締切り）が行われており、境港公共マリーナを申請予定

○世界レベルの大会開催に伴うキャンプ地誘致の主な実績

大 会	チ ミ 国	会 場
2002年 日韓共催サッカーワールドカップ	エクアドル	鳥取市営サッカー場
2007年 世界陸上大阪大会	ジャマイカ	鳥取県立布勢総合運動公園

<鳥取市営サッカー場（とりぎんバードスタジアム）>

観客収容人数16,033人、ナイター設備1,500ルクスを誇る、中国地方で唯一、Jリーグのスタジアム基準をクリアしたサッカー専用スタジアム

<鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラ ウエストスポーツパーク鳥取）>

広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設

陸上競技場は過去のオリンピック会場で使われている高速レーン（スーパーX）を使用、このほか公園内に天然芝の競技施設を複数保有

39 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、私立学校に対する耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

・耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2／3へ引上げ

＊現行… I s 値0.3未満：1／2、I s 値0.3～0.7：1／3

・耐震化の必要な老朽化し危険な状態の私立中・高等学校の改築費用の補助対象化
(構造耐震指標だけでなく耐力度、築年数も考慮した制度とすること)

＊H26概算要求…耐震改築工事を補助対象に追加

○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続するとともに、補助額の算定における配分基礎額と実工事費に乖離があることから、実情に沿った補助単価とすること。

○公立学校施設の耐震化事業については、国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末までとされているため、各市町村では平成27年度までの完了を目指して取り組んでいるが、工期の関係でやむを得ず28年度まで完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度末まで延長すること。

○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。

○非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、屋内運動場の天井落下防止対策のみならず、校舎等を含むその他の非構造部材についても異常の有無を判断できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。

<参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

区分	公立小中学校 (H25.4.1現在)	県立高等学校 (H25.4.1現在)	私立学校(H24.4.1現在)	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	81.9% (611棟/746棟)	87.1% (195棟/224棟)	60.8% (31棟/51棟)	65.9% (27棟/41棟)
全国	88.9%	86.2%	75.7%	75.2%

40 給付型奨学金の創設について

《提案・要望の内容》

- 真に公助を必要とする生徒が安心して学校へ通うため、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を行うこと。
- 国の責務として必要な財源を確保すること。
- 新しい制度を実施する際には、効率的な事務処理を行うことができるよう配慮すること。

〔※本県では、従来から所得要件を満たす申請者全員に高校奨学金の貸与を行っている。
平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担があること
から、奨学金のニーズは多い。
※厳しい経済・雇用状況が続いているため、将来の奨学金返還の負担への不安から高校
生が進学を断念することの無いよう、卒業後に返還の必要がない給付型奨学金を創設し、
安心して修学できる環境をつくる必要がある。〕

<参考>

○高校生への奨学金採用・申請状況等

貸与開始年度	新規貸与枠	申込者数	採用者数
平成22年度	920人	729人	729人
平成23年度	920人	615人	615人
平成24年度	815人	617人	617人
平成25年度	815人	592人	592人

※ 平成22年度の高校授業料無償化開始後も授業料以外の負担があるため、
小幅な減少にとどまっている。

○採用者の世帯の状況等

貸与開始年度	新規貸与者	左のうち低所得世帯
平成25年度	592人	369人 (62.3%)

※ 低所得世帯は、世帯の収入合計が300万円以下の生徒数

○高校奨学金の返還金未納状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
未納額	15,072	23,451	35,611	50,302	62,346

※ 厳しい経済・雇用状況が続いているため、未納額が年々増加している。